



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世末ロシアの農村共同体 : 土地関係訴訟史料を通じてみたその構造
Author(s)	吉田, 俊則; Yoshida, Toshinori
Citation	スラヴ研究, 27, 29-54
Issue Date	1981
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5111
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113090.pdf



中世末ロシアの農村共同体

——土地関係訴訟史料を通じてみたその構造——

吉 田 俊 則

- I. ソヴェト史学の国有地論と共同体の問題
- II. 村落及び農民の土地「所有権」
- III. 農村共同体の役職
- IV. 農村共同体の諸権能と性格
- V. おわりに

I. ソヴェト史学の国有地論争と共同体の問題

本稿で対象とするのは、主として、14世紀から16世紀のロシアに広く存在した国有地の農村共同体である。ソヴェト史学では、この分野は、研究の比較的手薄な領域である。先に邦訳出版された論文集の中で、ソヴェト学界における共同体研究の先駆者の一人 B. П. ダニーロフは、「ルーシの封建制の成立過程における共同体に対しては、大きな注目が払われたが、その後の共同体の進化は事実上研究されなかった¹⁾」と述べている。彼のいう「封建制の成立過程における共同体」とは、ルースカヤ・ブラウダにその痕跡の認められるヴェルフィ (вервь) 共同体²⁾ である。そして、「その後の進化」という時、彼の念頭にあるのは、モスクワ公国時代に存在した国有地の郷=ヴォロスチ (волость) と呼ばれた農村共同体である。

共同体研究に対するソヴェト史学の概して消極的な態度に比較して、革命前ロシア史学界では、膨大な量の研究文献が出版された。しかし、Л. Н. Вдовинаの1973年の論文「革命前ロシア史学における共同体の発生の問題」では、革命前のロシア史学において、共同体に関する根本問題は、未解決のまま残された、と指摘されている³⁾。その問題とは、共同体の起源であった。彼女のまとめたところによれば、見解の不一致は、19世紀ロシアの農村共同体の起源を、スラヴ人の民族的制度の中にみるのか、あるいは、チチーリンに代表されるように、農奴制と人頭税の中にみるのか、という二つの立場に要約された⁴⁾。19世紀に存在した農奴制下の共同体を、仮りに「ミール共同体」と称すれば、19世紀のロシア史学では、このミール共同体のもつ割替制的な平等性の起源を探ることが、第一義

1) B. П. ダニーロフ (荒田洋・奥田央訳) 『ロシアにおける共同体と集団化』1977年 32頁。

2) ルースカヤ・ブラウダの中でヴェルフィは、第一に、殺人事件に対する捜査・賠償の連帯責任団体として言及されている。

3) Л. Н. Вдовина, Вопрос о происхождении крестьянской общины в Русской дореволюционной историографии, 《Вестник Московского университета》, Серия IX, 1973, №4, стр. 50. このほか、比較的新しいロシア共同体の研究史諸文献は、鳥山成人「ロシア農村共同体の土地割替慣行」(『スラヴ研究』, No. 24, 1979) 51頁の注2)を参照されたい。

4) Л. Н. Вдовина, Указ. соч., стр. 49.

的課題であり、そのような観点からすると、平等性が、ピョートル以前のロシア農村社会にはみられない、とする国家学派の見解に説得力があった⁵⁾。

しかし、ソヴェト史学の共同体に関する問題設定は、これとは違った方向から出ているように思える。現在までの共同体研究は、ヴェルフィ共同体・郷共同体・ミール共同体という三つの時代区分に基づいて、別個に進められているが、それら相互の連関の問題はあまり意識されていない。この中で、時代的に中間に位置する国有地郷の共同体について、先のダニエロフが指摘する研究の手薄さは、ソヴェト史学界では、そもそも、この時代の共同体の存在に否定的な見解をとる立場が多数派を占めている、という事情によっている。これは、いわゆる「国有地論争」の帰結である⁶⁾。この論争では、国有地の土地所有関係の定義をめぐる、ほぼ三つの見解が存在した。今述べた多数派とは、国有地を大公の所領（封建的土地所有の一変種）と見る立場である。これに対して、国有地農民に土地所有権を見る立場（自由農民説）、農民と大公の両者が土地所有権を持つ、という考え方が提出されたのである⁷⁾。ところが、この中で、自由農民説をとる研究者は、概して共同体の存在を主張し、封建的土地所有説をとる側は、それに否定的態度をとった。従って国有地問題は、同時に、中世ロシアの共同体の研究史ともなったわけである。しかし、自由農民説の諸研究者が、国有地に同じく共同体の存在を認める場合でも、共同体の性格規定に関しては、いくつかの違った内容をもつ見解が提出された。その一つは、И. И. スミルノフの見解である。彼は、これを、Л. В. チェレープニンの著作の書評というかたちで、1962年に発表し、その中の「国有地の本質について」⁸⁾という節で、チェレープニンの国有地論（封建的土地所有説）を批判した。その主な論点をあげると、①封建時代においても、封建的土地所有とは原則的に異った所有形態が存在し得る、②国有地の土地所有権は、大公にではなく、農民にあった、③農民の、この土地所有は、封建制度に歴史的に先行した、その対立物としての共同体的土地所有である、などである。国有地の共同体を「先封建的社会制度」と把握する考え方は、自由農民説をとる論者には、かなり共通した特徴といえる。北ロシアの共同体研究で知られる А. И. コパネフは、この点を最も明瞭に述べている。彼によれば、国有地郷の共同体は、原始的な土地共有制の遺制であり、15世

5) 国家学派の共同体観については、鳥山成人「ベー・エス・ミリュコフと『国家学派』」（『スラヴ研究』No. 12, 1968年）47-51頁を参照されたい。

6) 国有地論争に関する文献及び研究史については次を参照。Н. А. Горская и друг., Советская литература 1970-1975 годов по истории сельского хозяйства и крестьянства IX-XVII веков, 《История СССР》, 1977, №3, стр. 92-95; G. J. Shesko, "Black lands" in recent Soviet historiography, *Kritika*, spring, 1974, pp. 121-147. 本邦では、石戸谷重郎「中世ロシア共同体についての覚書」（『ロシア史研究』No. 27, 1978年, 46-58頁）がある。この論稿は、ソヴェトの国有地研究を中世共同体論のかたちでまとめあげたものである。その点で、本稿の問題意識の先駆けであり、多くの教えを受けた。

7) 大公と郷及び農民それぞれに分割の権利を認める第三の立場は、А. Л. Шяпиро等によって主張されている。См. Д. И. Раскин, И. Я. Фроянов, А. Л. Шапиро, О формах черного крестьянского землевладения XIV-XVII вв., 《Проблемы крестьянского землевладения и внутренней политики России》, Л., 1972, стр. 16; А. Л. Шапиро, О природе феодальной собственности на землю, 《Вопросы истории》, 1962, №2.

8) И. И. Смирнов, Заметки о феодальной Руси XIV-XV вв., 《История СССР》, 1962, №2, стр. 148-152.

紀には、その特徴が失われつつあったが、基本的な特徴は、やはり受け継がれていた。その第一のものが、各農民世帯に分割されない森林、草刈地などの、いわゆる、「付属地」(угодьё)の集団的所有であった⁹⁾。北東ロシアの共同体の数少ない研究者の一人 Ю. Г. Алексеевも、世襲領地(вотчина)制に代表される封建的土地所有に、歴史的に先行する社会機構の遺制として国有地を捉える点において、共通している¹⁰⁾。

私は、国有地農民が、分与地の相続・売却などに表現される、いわゆる土地「処分権」をもっていたという自由農民説の主張は、基本的に支持したい。しかし、15-16世紀の郷共同体が、コパネフなどがいうように、なお原始的土地共有制のなごりであったかどうかは、さらに検討すべき余地があるように思う。この時期にいたっても、「付属地」の共同所有が、共同体の領域的結合の絆となっていた、というのが、上記三者の基本的主張であるが、この点に関しては、同じ自由農民説にたつ Н. Е. Носовは、違った解釈をしている。彼は、12世紀から16世紀の国有地郷の共同体を「先封建的社会機構」とは規定していない。この時期には、世襲領地制の発達が顕著になる、というのが、ソヴェト史学の通説的理解であるが、ノソフによれば、これと並行して、国有地の共同体そのものも発展・変質を遂げた。そして、15世紀から16世紀には、国有地の土地所有関係は、農民の私的所有が唯一の形態であった。その際、共同体は、チャグロ(тягло)の徴収、農民相互の利害の調整、共同体外第三者に対する郷の代表としての役割など、領域的連合として存在した、とされる¹¹⁾。

これと類似した捉え方は、Л. В. Даниловаにもみられる。彼女は、北ロシアの共同体に関する1955年の著作で、次のような結論を導き出した。14-15世紀の北ロシアの共同体の土地所有形態は、大家族制による集団的所有から、完全な私的所有への過渡的段階にあった。個別家族への分解過程が完全には進行しなかった原因を、彼女は、北ロシアの自然条件(沼沢性の土壌、河の氾濫など)に求めている。その結果、複数家族による持分制(долевое землевладение)¹²⁾が生まれ、このような土地制度を領域的に統合するものとして、郷が存在した。彼女もまた、付属地に対する集団的所有が存在していたことを認めるが、共同体の第一の特徴としてあげているのは、徴税機構としての性格である¹³⁾。

これに対して、Г. Е. Коэчинは、共同体のもつ経営上の機能に比重をおく考え方を提出した。彼は、国有地郷の共同体を、古いロシアにおいても、14-15世紀においても、さらに、その後も広く普及した農民組織の一形態である、と論じた。自由農民説をとるほと

9) А. И. Копанев, История землевладения Белозерского края XV-XVI вв., М.-Л., 1951, стр. 189-190,

10) Ю. Г. Алексеев, Аграрная и социальная история Северо-Восточной Руси XV-XVI вв., М.-Л., 1966, стр. 4, 39-40.

11) Н. Е. Носов, О двух тенденциях развития Феодалного землевладения в Северо-Восточной Руси в XV-XVI вв., 《Проблемы крестьянского землевладения...》, стр. 67.

12) 大家族の分裂の結果生まれた複数農戸が、それぞれ、何らかの定まった地所ではなく、觀念の上で、割当分に対する所有権を有する。この觀念上の所有は、一方では、一定のグループの農民世帯による不分割の土地の共同利益という形態を残しながら、他方では、實際の所有地と同様に、売買、交換、相続などの対象となりうるものであった。

13) Л. В. Данилова, Очерки по истории землевладения и хозяйства в Новгородской земле в XIV-XV вв., М., 1955, стр. 231, 269-270.

んどの研究者が、国有地の私領地化と共に、共同体は消滅した、と理解するのに対し、コーチンは、私領地化されても共同体は残存した、と考える。13世紀から16世紀初め頃までは、農民経営の詳細にわたって干渉しようという志向を、領主がまだ強くもっていなかったために、共同体には、経営上の諸問題について、自主的機能を発揮する余地が残されていた、というのである。農民の経営・慣習上の要求に立脚し、長老とミールの集会に表現される自治機能をもつ領域的農民団体、これが、14世紀から16世紀にかけての国有地の共同体に関するコーチンの理解であった¹⁴⁾。

以上の諸見解は、概して、自由農民説の立場をとる諸説であるが、共同体の性格規定の軸は、必ずしも同一ではないことがわかる。

国有地論争におけるもう一方の立場、すなわち、封建的土地所有説にたつ研究者が、中世の共同体の存在に否定的であったことは、すでに述べた。スミルノフの批判をうけたチェレープニンは、この立場を代表する一人である。彼は、スミルノフの批判が発表されたのち、1972年の論文においても、自説をゆずらなかつた。スミルノフの批判に応じて、彼は、国有地が、いつ、いかにして、封建的所有となったか、という問題を設定し、14世紀の中ごろまでに、大公の私領地への国有地の転化過程（封建化）は、基本的に完了した、と結論付けた。ただし、その際の共同体の運命に関しては、大公権力の支配実現のために、「農民の共同体的自治の諸機関が利用」され、大公権力は、農民間の階層化によって発生した富農層に依拠し、彼らに行政機能を負わせ、共同体を服属せしめた、と彼は描き出した¹⁵⁾。従って、厳密に言えば、チェレープニンは、15世紀以降の共同体の存在そのものを否定したのではなかつた。彼が否定したのは、スミルノフやコパネフが、典型的なかたちで表明しているような、土地共有制的団体としての共同体というものが、14世紀の後半以降も存在した、という主張であった。従って、チェレープニンが、14世紀以降の国有地の研究に際して、主に、大公権力の国有地支配の側面に重点をおき、郷のもつ自治的役割には低い評価を与えているのは、大公に土地所有権を奪われて、郷の共同体は、もはや、土地所有団体として意義を失った、という認識があるためと思われる。しかし、チェレープニンの、この見方には、問題があるように思う。先のダニーロワは、世界史的視野で共同体を論じた1978年の論文で、次のように述べている。「マルクスのいう集団的と私的の原理の二元論は、往々にして、集団的土地所有と私的土地所有の連関の面にのみ、単純化されて理解されてきた。前資本主義社会の基本的社会細胞としての広範囲の、様々な機能を遂行する制度としての共同体の役割は、当然の姿とは考えられなかつた。」¹⁶⁾これは、中世ロシアの共同体研究にとっても、重要な指摘である。チェレープニンは、彼のいう「封建化」以後の時期については、共同体の研究に消極的である。その理由は、すでに述べたとうり、土地所有権の大公への移行によって、共同体が「行政単位化」した、という考え方をもつためであるが、チェレープニンにしても、農村における生産活動や日常生活、特

14) Г. Е. Кочин, Сельское хозяйство на Руси в период образования Русского централизованного государства, конец XIII-начало XVI в., М.-Л., 1965, стр. 383.

15) Л. В. Черепнин, Русь. Спорные вопросы истории Феодалной земельной собственности в IX-XV вв., 《Пути развития Феодализма》, М., 1972, стр. 228-229.

16) Л. В. Данилова, Место общины в системы социальных институтов, 《Проблемы аграрной истории》, часть I, Минск, 1978, стр. 118-119.

に社会秩序維持や宗教生活などの分野で、一定の役割を果たしたであろう共同体の集団的
 制度が、その際、ただちに、官僚行政機構に置き換えられた、と考えたわけではなから
 う。共同体研究の際に、そうした側面を対象化するか否か、この点の態度の違いから、両
 者の見解の相違が生み出されているように思われるが、私としては、ダニーロワの提言を
 支持し、そのような観点から、チェレープニンの国有地「封建化」論と共同体「行政単位
 化」論は、再検討されるべきもの、と考える。他方、自由農民説の場合にも、ダニーロワ
 の指摘する従来の研究の観点の狭さは、やはり、共同体研究の領域を狭める結果となっ
 ているのではなからうか。それは、コーチン、ダニーロワなどの少数の例外をのぞいて、共
 同体が、国有地に固有の現象である、という理解に現れている。そうした傾向を示す一つ
 の例は、1972年に出されたアレクセーエフとコパネフの共著論文「16世紀における封地制
 度の発達」¹⁷⁾である。両者は、この論文で、15世紀から16世紀のロシア社会発達過程を、
 経済史の側面から図式化してみせた。それによれば、ロシアにおける封地制度 (поместье)
 の発達は、15世紀末のノヴゴロド公国併合の際の没収地を基礎として開始され、16世紀前
 半には、主として、自由農民所有地を侵食して成長し、土地所有制度の旧体制たる世襲領
 地とある程度共存する。16世紀後半になると、世襲領地制度にかわって、封地制度は支配
 的となり、南ロシアにも拡大してゆく。この説明の中で、共同体の歴史は、いわば裏面史
 として、三段階にまとめられた。すなわち、国有地の共同体は、①15世紀には、国内に
 広範囲に存在し、②16世紀前半には、大公権力によるその封地化が開始され、③最後に、
 オプリチニナ体制以降、ロシア中央部では、ほぼ消滅し、主として、北ロシアにのみ残存
 した、という捉え方である。両者が、国有地の消滅は、すなわち、共同体の消滅である、
 と考えるその論理は、どのようなものであろうか。他の著作中でも、この点は、必ずしも
 明らかにされているとはいえないが、次の点を手掛りに推察し得るであろう。コパネフ
 は、国有地農民と私領地農民を対比させて、次のように述べている。前者は、「法的に自
 由で、経営活動において自立的」であるのに対し、後者は、「法的に不自由で、社会活動
 においては、特権的封建領主の抑圧によって制限」されている。国有地農民は、自分の土
 地の「完全なる所有者」であり、その所有こそが、彼らの自由の物質的基盤であるのに対
 し、私領地農民は、単なる「保有者」に過ぎない¹⁸⁾。こうした彼の考え方からすれば、広
 範囲の自治権をもつ共同体は、領主の支配権と共存することはできず、国有地農民の自由
 の基盤である土地所有権が失なわれることは、共同体そのものの消滅を意味するのであ
 る。しかし、共同体のもつ集団性のうち、土地所有以外の諸側面にも着目しようとする
 ならば、私領地化による共同体の「消滅」を、自明のこととして、考慮の外に置くことはでき
 ない。そのような結論に到達しうるかどうかは、農村共同体のもつ「集団性」の諸契機を
 あらためて検証したのちに判断されるべきであろう。本稿の中心的課題も、こうした観点
 から、国有地郷の農民組織の姿を可能な限り再構成することである。同時に、その際に、
 チェレープニンにおいては、極めて強調され、自由農民説においては、正反対に、名目的

17) Ю. Г. Алексеев, А. И. Копанев, Развитие поместной системы в XVI в., 《Дворянство и крепостной строй России XIV-XVI вв.》, Сб. статей, М., 1975, стр. 57-69.

18) А. И. Копанев, История землевладения Белозерского края XV-XVI вв., стр. 190: его же, Крестьянство Русского Севера в XVI в., Л., 1978, стр. 230.

なもの、とされている国有地における大公権力の支配と共同体の自治との相互の位置付けという問題に関しても、部分的にはあるが、私なりの評価を与えてみたい。

考察の対象は、主として、ソヴェト史学のいう「北東ロシア」(Северо-Восточная Русь)の15-16世紀の国有地郷における農村共同体である。利用する史料は、土地裁判史料たる「判決書」(правая грамота)と「裁判記録」(судный список)であるが、そこにあらわれる限りで、共同体の諸機能とその性格を明らかにするのが本稿の目的である。

II. 村落及び農民の土地「所有権」

(一)

共同体のもつ諸機能の分析に入る前の予備考察として、まず、14世紀から16世紀の村落構造の概略をみておきたい。

この時期の農民村落の呼称は、かなり多彩であり、そのすべての意味内容が解明されているわけではない¹⁹⁾。しかしながら、そのもっとも基本的な単位は、部落(деревня)であった。裁判記録に記された農民の証言を手掛りとして、アレクセーエフは、15世紀の農民部落の一般的規模は、およそ1から3農民世帯であった、と結論付けている²⁰⁾。こうした小規模部落は、一群をなして、近在の特定の大村(село)に付属していた。大村には、教会や役所など、一帯の農民の社会生活の中心となる諸施設が置かれ、また、行政上の中心地としての性格が与えられていた。以下の諸章で考察の対象となる農民の郷(волость)は、一般的にいえば、一群の部落の付属した大村を複数包含する領域的単位ということができる。農民郷は、かなり広大な面積をもつものであった。16世紀末から17世紀のペローゼルの土地台帳の分析から得たコパネフの結論によれば、郷は、最大のもので約900 km²(アザトカヤ郷)、比較的小規模とみなされるものでも、河川に沿って、長さ5-10 kmの領域を占有面積としてもっていたといわれる。アザトカヤ郷には、約250の部落と荒蕪地(пустошь)が存在したが、これは、例外的に村落密度が高かった例であり、この地方で平均的な郷は、約数十の部落を擁する、といった程度であった。コパネフは、もう少し早い時期には、郷の面積は、もっと広がったのではないかと述べている²¹⁾。これから考察しようとしている国有地の郷も、やはり、いくつかの大村——部落関係を含む領域的結合として存在していた。その際、この結合の実態をつくり出していたのが、農村共同体のもつ様々な機能であった。

(二)

郷の領域的結合は、次のような例から、その一面を窺うことができる。

19) 農民村落と用益地の名称に関しては、次の用語集にかなり詳しい解説が収められている。R. A. French and R. E. F. Smith, *The terminology of settlements and their lands in late medieval Russia*, Birmingham, 1970. なお、以下の諸章での史料の利用に際しても、本書に助けられるところ大であった。

20) Ю. Г. Алексеев, *Крестьянская волость в центре Феодалной Руси XV в.*, 《Проблемы крестьянской землевладения и внутренней политики》 стр. 73; его же, *Аграрная и социальная история Северо-Восточной Руси XV-XVI вв.*, стр. 18.

21) А. И. Копанев, *История землевладения Белозерского края XV-XVI вв.*, стр. 186-187.

①荒蕪地オグロブリノ（コストローマ郡ヴェルフニー・ベレソヴェツ郷）

この地に関しては、1495-99年に属する裁判記録²²⁾が残されている。裁判は、四大修道院の一つとして有名なトロイツェ・セルギーエフ修道院と郷の農民とのあいだで、オグロブリノの帰属をめぐる争われたものである。このオグロブリノという荒蕪地は、すでに、1435-40年の売買状²³⁾ (купчая) で言及されている。この取引は、ヴェルフニー・ベレソヴェツ郷の農民パーヴェル・ザハーリンが、同地を修道僧フェラポントなる人物に売却したものである。これより約20年後の1455-62年に属する売買状²⁴⁾で、この荒蕪地は、再び売却の対象となった。売手は、パーヴェルの子イヴァン・ザハーリン、買手は、やはり修道僧のマカリエイであった（ここでは、オグロブリノの地は、「荒蕪地の付属せる部落」〔деревня с пусташи〕と記載されている）。次に、1462-66年の恵与状 (жалованная грамота) によれば、大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチは、このオグロブリノを含めて四つの荒蕪地に対する免税特権を、トロイツェ・セルギーエフ修道院長に与えている²⁵⁾。

さて、先の裁判において、修道院側は、自己の所有権の根拠を示すものとして、1462-66年の大公の恵与状と、イヴァン・ザハーリンとマカリエイとのあいだで交わされた売買状を提出した。一方、郷農民は、その土地の過去を知る二人の農民を、証人として出廷させた。その二人、セメンコとステパンコは、その土地が60年以上前から郷の土地であることを記憶している、と述べた。この裁判に先立つこと60年といえば、第一の取引であるパーヴェルとフェラポントの売買契約よりも前である。大公の先の恵与状で修道院がインムニテートを与えられたほかの三つの荒蕪地に関しても、同様の裁判が行なわれたことが、ほかの裁判史料²⁶⁾からわかる。オグロブリノの一件を含めて、4件とも修道院側が勝訴している。この経過は、国有地の郷共同体の土地制度に関するいくつかの特徴を、端的に表現している。その一つは、国有地農民自身の手による土地売買が行なわれたことである。本稿Iでふれたように、自己の分与地に対する売買・相続・交換などの、いわゆる「処分権」を国有地農民がもっていたか否か、という問題は、国有地研究における根本テーマの一つであった。もう一つの側面は、郷の農民が、裁判において、過去60余年の経過には関係なく、オグロブリノの地が郷のものである、と主張していることである。こうした帰属意識は、多くの裁判史料の中で郷農民が表明し、多くの研究者が、郷の領域的結合を予想する一つのきっかけであった。

②荒蕪地または部落ギレヴォ（コストローマ郡ネレホト郷）

この土地は、まず、1438-40年の売買状²⁷⁾にあらわれる。売手は、農民プロタス・チェルノベソフ、買手は、ネレホト郷の地主イヴァン・クズィミンであった。この時、ギレヴォは、荒蕪地として4ルーブリで取引された。この土地は、まもなく、イヴァンの兄弟

22) Акты социально-экономической истории Северо-Восточной Руси конца XIV-начала XVI в. (以下 АСЭИ), т. I, М., 1952, № 587. なお、荒蕪地オグロブリノに関しては、八重樫喬任「15世紀ロシア黒土農民の土地紛争」(『天理大学学報』, No. 105, 1976年)を参照されたい。

23) АСЭИ, т. I, № 123.

24) Там же, № 226.

25) Там же, № 321.

26) Там же, № 585, 590, 594.

27) Там же, № 137.

ユーリ・クズィミンによって、トロイツェ・セルギーエフ修道院に譲渡された²⁸⁾。その後、大公妃ソフィアは、二度（1448年、1450年）にわたって、同修道院に、ギレヴォに対するインムニテートを与えた²⁹⁾。恵与状には、「荒蕪地の付属せる部落」と記載されている。1488-90年に属する裁判記録³⁰⁾によれば、ギレヴォは、同修道院とネレホト郷の農民とのあいだで、その帰属をめぐる争われた。そこに登場する郷農民イヴァシコは、やはり、その部落が、50年以上前から「大公の地にして黒い」土地であったことを主張した。問題は、こうした郷と農民部落、荒蕪地の結び付きの基盤が何であったのかである。

(三)

郷そのものに論及する前に、国有地農民の自己の分与地に対する「所有権」について、若干ふれておく。

裁判史料では、郷農民は、一体となって修道院に代表される封建的土地所有者に抵抗するが多い。しかし、そのことからただちに、郷の農民が比較的均等な経営規模を持ち、共通の利害を軸とした強い連帯意識をもっていた、と考えるのは性急であろう。現在までの諸研究は、むしろ、国有地郷の農民の経営状況が、必ずしも均質的なものではなく、何らかの程度で階層化が進行していたことを指摘している³¹⁾。このような農民階層化の前提の一つは、オグロブリノとギレヴォの例でみたように、国有地農民が比較的自由に自己の分与地を「処分」し得たことであり、その結果、農民相互のあいだにも、農民と私領主（上記の例では修道院）のあいだにも、かなり広範な土地の流通が存在した。

国有地農民の土地処分権の事例の確認は、自由農民説に立つ諸研究が豊富な例をあげており、封建社会において、土地所有は封建領主階級に独占される、という理論的見地から、国有地農民の土地処分権を承認したがるチェレープニン等の主張には、無理があるように思われる。他方チェレープニンとは逆の方向から自由農民説に修正を迫ろうとする A. Л. Пьянков は、「ホロープさえ含めて、封建的隷属農民も、自己の分与地を処分できた」³²⁾と述べている。封建的隷属農民、すなわち私領地農民による土地の売却行為を示すものとして、彼が紹介している例は唯一つで、トロイツェ・セルギーエフ修道院の農民ミクルコとソーリ・ガリツキー郷の農民イヴァシコの売買である。トロイツェ修道院と訴訟中のイヴァシコの側の証人として出廷したミクルコは、1504年の裁判において、問題となっているナヴォロク (наволок)³³⁾は、かつて、自分がイヴァシコに売却したものである、と証言した。裁判官は、判決において修道院の主張を認めたが、加えて、ミクルコに、先の売買において、代金として受けとった40アルティンを、イヴァシコに返却す

28) Там же, № 138.

29) Там же, № 218, 237.

30) Там же, № 537.

31) См. А. Л. Шапиро, Проблемы социально-экономической истории Руси XIV-XV вв., Д., 1977 стр. 158-208; Н. В. устюгов, К вопросу о социальном расслоении Русской черносошной деревни XVII в., 《История СССР》, 1961, № 6, стр. 60-79; Л. В. Данилова, Очерки по истории землевладения..., стр. 236-241.

32) А. П. Пьянков, Сельская община Северо-Восточной Руси в XIV-XV вв., 《Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы 1962г.》, Рига, 1963, стр. 105.

33) 《наволок》は、河岸低湿地の草地を意味する。

るよう命じた³⁴⁾。裁判官は、ミクルコが修道院の農民であり、彼が売却したナヴォロクは修道院のものであるから、先の売買は無効である、と判断したのである。この結果から考えれば、ピヤンコフの見解とはむしろ逆に、国有地農民と私領地農民との間に、土地「処分権」行使における法的意味の違いを認めるべきであろう。ただし、この一点から、国有地農民の土地所有を、封建領主の所有権と同列に論じ得るような、完全なるもの、と見なすことはできない。

裁判では敗訴となったものの、ミクルコの言い分には、それなりの理由があった。先の裁判において、裁判官は、次のようにミクルコに尋ねた。「何故おまえは、おまえが売ったそれらのナヴォロクをおまえのものだと言うのか。」ミクルコは、「それらは...我々のナヴォロクであり、私の祖父クズィミンと私の父ヤコフが切り拓いた伐採地(розчист)である³⁵⁾」と答えている。この証言からわかるとうり、ミクルコは、祖父の代から三代にわたって、当初はおそらく雑草や灌木の繁茂した河岸の低湿地を、広い意味での農用地につくりかえ、維持してきたのであり、従って、その土地を自由に処分することは、彼にとって当然であったわけである。国有地農民にかかわる訴訟事件においても、土地の帰属を決定する有力な証拠の一つは、小屋の建設や耕作、伐採などの労働が加えられていたか、また誰によって加えられたかの事実関係であった。1495-97年頃のある訴訟事件で、裁判の一方の当事者スパソ・ヤロスラヴリ修道院は、土地の帰属に関する自己の主張を立証するために、裁判官に、問題の土地に小屋(дворище)が建てられていたか、プラウヤソールがかけられていたか、などの事実関係を検分するように勧めている³⁶⁾。このように、事実上の占有の有無が土地の帰属を決定する有力な決め手であるという事実は、確かに国有地農民の所有権を強固なものにする要素でもあったが、その反面、一度裁判となれば、修道院等が提出する売買状や恵与状(往々にして現地の状況とは無関係に発行された)に対抗して、農民側は過去数10年にさかのぼり「事実上の占有」があったことを立証する義務を負わされるということでもあった。しかしこの立証はそう簡単ではなかった。難しさの一番の理由は、農民の定着性の弱さである。前節であげた荒蕪地オグロブリノは、一連の史料の記述から荒蕪地から部落へ、再び荒蕪地へと変転したことが窺われる。土地裁判史料の中でも荒蕪地に関する訴訟は極めて多いが、部落と農民世帯のあいだには、強固な結びつきはなく、特に1部落1世帯の場合は、荒蕪地化しやすい傾向があった。一度「占有」すれば、それが永久に効力をもつわけではなかったのである。農民の移動を促す原因は、いくつか考えられる。戦乱、流行病、経営上の破産などと共に、農耕方式の問題がある。15世紀~16世紀には、ロシアでも、かなりの程度三圃制が普及したといわれる。土地台帳の記述様式は、基本的には三圃制度を前提とし、三つの耕圃に分けて耕地が記載されている。しかしこれと並んで、古来の農法である「伐採方式」(подсечная система)も依然として行なわれていた³⁷⁾。史料中に散見される《подсека》(伐採地)なる用語は、これを裏

34) АСЭИ, т. I, № 651.

35) Там же, № 651.

36) Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре Феодалной Руси XV в., стр. 74.

37) См. Д. И. Раскин и друг., О формах черного крестьянского землевладения XIV-XVII вв., стр. 7; R. E. F. Smith, *Peasant farming in Muscovy*, London, 1977, pp 28-30.

付けるものである。地味の低下による生産の減少も、農民の定着性を弱める一因であった。

さて、このように部落、耕地などの農民世帯への帰属が不安定であった時、農民はいかなる方法を用いて、自己の土地の利用を確保したのであろうか。国有地農民にとって、その手段は、裁判への提訴、境界設定書による確認、郷スホードでの話し合いなどであった。土地裁判の事例については次章で詳述するが、農民が土地の帰属を証明するためのほとんど唯一の手段は、仲間の農民を証人に仕立てることであった。文書によって確認されていない事実上の占拠は証言によって裏付けるほかなかったのである。証人は、当該地のかなり古い事情に精通していなければならず、多くの場合には、その地の古老達をかかえる郷共同体が代表として訴訟にかかわった。境界設定³⁸⁾は、隣接する私領地と国有地との境界を設定するために行なわれたものであるが、国有地農民の代表としては、郷の長老(староста)、百人長(сотский)などの役職にある者が立会人として参加するのが常であった。郷スホードにおける話し合いも含めて、いずれの場合にも、農民世帯への土地の帰属は、何らかの農民集団による記憶と記録によってしか保障されなかった。

国有地農民が自己の土地についての「処分権」をもち、その意味で、土地「所有権」を認められたとしても、それは、農民個人によって実現されるものではなかった。土地の境界が売買状においてすら、「斧と鎌とソーハが行ったところまで」(《куда топорь и коса и соха ходила》)³⁹⁾というような曖昧な表現によって定められているうちは、いくらかでも土地をめぐる争いの生じる余地があったといえよう。そのような場合、農民の「所有権」は、何らかの農民集団に帰属して、相互に現在または過去における事実上の占有として了解されることが必要であった。国有地においてその役割を果たしたのが、郷=共同体であった。

III. 農村共同体の役職

国有地の共同体に関して、手掛りになる史料には、極く断片的なものが多い。ここでは、共同体の役職についての若干の裁判史料(裁判記録と判決書)⁴⁰⁾を紹介、検討し、基本的な事実関係を確認してゆきたい。共同体の諸権能と性格の問題は、次章でまとめて論ずる。

(一)

まずはじめに、土地裁判の過程を理解するために、次の一例を紹介したい。

史料 1 1463年ごろの判決書⁴¹⁾。モスクワ郡の2村クゼムキノとジェルンコヴォの所有

38) См. Ю. Г. Алексеев, *Аграрная и социальная история...*, стр. 177-178. ここで、アレクセーエフは、アルグノヴォ郷周辺を対象とした境界設定の詳細な経過を、国有地の消滅過程との関連で紹介している。

39) これは、恵与状、売買状などで使われた常套句である。全般的に、土地が豊富であったため、隣りの耕地と直接境界線が接触していることがなかったために、このような表現が用いられたのであろう。実際には、河川や木立などが境界の目安となった。

40) 裁判記録《судный список》, 判決書《правая грамота》. 前者は、文字通り裁判の記録であり、後者は、裁判の経過及び判決を記載したうえで、勝訴した側に交付された。

41) АСЭИ, т. II, М., 1958, № 375.

権をめぐる訴訟。

○国有地農民コルニルコとイヴァシコの証言。

《それらのクゼムキノとジェルンコヴォ村 (селище) は、昔から大公の地にして、スタン⁴²⁾の地にして、担税 (тяглая) 地である。いまは、何故だかわからぬが、ブイロフスキー村 (село) の修道僧が、その地を耕している。》

○修道院長ケラリ (келарь) ミキータとミサイロの証言。

《それらの荒蕪地クゼムコ⁴³⁾とストルィネヴォを、チモフェイ・ディービンが、ソフィア大公妃のグラモタに従って、われわれの聖堂シモノフ (修道院…吉田) に与えた。……ジェルンコヴォは、ヴァシーリー・ミハイロヴィチ・モロゾフが、修道院に与えた。》

○裁判官ヤコフ・シャチェヴァリシェフの、国有地農民コルニルコとイヴァシコに対する質問。

《それなる地クゼムキノとジェルンコヴォが、昔から、大公の地にして、スタンの地であることを証かす者が、おまえ達にいるか。》

○国有地農民両名の答弁。

《われわれの証人は、かつての五十人長ラザリ・コポルリン、かつての十人長イヴァシコ、リュコ、並びにヤコフ・ポドゥビツィン……であります。》

○元五十人長ラザリ・コポルリンの証言。

《私は、エジゲイの戦い⁴⁴⁾の年まで、(それらの土地を……吉田) 記憶している。それらの土地には、クゼムコ・チェチェトコが住み、もう一つには、ジェルンコが住んでいました。それらの土地は、大公の地であり…、すなわちスタンの土地でありました。そして、ダーニを納め、すべての税 (потуги) をわれわれと共に支払いました。わたしの父は、当時、その地の五十人長でありました。そして、父の死後、エジゲイの戦いののち、私が、その同じ土地で、8年間五十人長を勤めました。》

裁判の経過は、修道院側の証人である「古参住民」(старожилец) が、それぞれの土地の来歴を述べたのち、裁判官が、記録を大公イヴァン・ヴァシーリェヴィチに送り、判断を仰ぐこととなった。その結果、大公の断により、修道院側の勝訴となった。

この例は、国有地をめぐる訴訟事件の内容を、典型的に示している。土地が自分達のものであることを証明するために、修道院側は文書と古参住民の証言を提出し、国有地農民側は、五十人長 (пятидесятский)、十人長 (десятский) などの郷の主だった人々の証言を提出する、というパターンは、同種の史料にいく度となく、繰り返されている。本章において注目すべきは、次の二点である。第一は、農民が、土地に対する自己の権利を主張するのに、その土地が大公の土地であり、古くから担税地であったことを強調していること

42) стан. 郡 (уезд) の下位の行政区域。郷と同格か、または、それをいくつか合わせたもの。

43) 「クゼムキノ」の名称が違っているが、原文どうり。地名や人名は、農民の証言の中では、微妙に違った呼び方がされていることが多い。

44) 1408年金帳汗国エジゲイ (1352-1419) によるロシア遠征の戦い。汗国に対する貢租 (ダーニ) を再びロシア諸公に課すことを狙いとし、セルブーホフ、ドミトロフ、ロストフ、ペレヤスラヴリ、ニージェー・ノヴゴロドなどの諸都市が攻略されたが、モスクワは落ちなかった。

である。かつての五十人長ラザリの証言の中では、大公の土地であることと並んで、担税地であることの内容がいく分具体的に、《ダーニを納め、すべての税を、われわれと共に支払った》と述べられている。私領地との対比におきの国有地を表現する形容は多彩であるが、基本的なものは、《黒い(черная)》、《担税義務を有する(тяглая)》、《郷の(волостная)》、《スタンの(станова)》、《大公の(великого князя)》などである⁴⁵⁾。その中で、《тяглая》の意味は、チャグロ(тягло)⁴⁶⁾の賦課とその支払いにおき共同をあらわしている。第二は、ここに登場する五十人長に関してである。この職責は、郷で選出される共同体の役職の一つであるが、この史料でまずわかることは、五十人長が終身制ではなかった、ということである。このことは、「かつての五十人長」と述べられていることからわかるが、ラザリの証言の中には、彼がかつて8年間、この職務に就いていた、と明瞭に証言されている。彼の証言から、その父も、やはり五十人長であったことがわかるが、これは、世襲的であった、というよりは、経営の実力と人望において、父の遺産を継受したため、と考えるべきであろう。

史料 2 1465-69年の判決書⁴⁷⁾。シモノフ修道院管長エウセヴィエとペホール郷百人長ユーリ・コンスタンチン・リュチオフとの訴訟。

○リュチオフ及び十人長ミハルコ及びイサチコ・ボルショフの大公への訴え。

《我々の訴えは、シモノフ修道院管長エウセヴィエと、その仲間達に対するものです。彼らは、大公のспас・プレобラженіе修道院と、ヴェルフニー湖、ニージニー湖、部落並びに荒蕪地を領有し、これらを、シモノフ修道院のもの、と呼んでいます。》

大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチへのこの訴えは、判決書の冒頭に書き取められたものである。シモノフ修道院は、問題となっている修道院や湖その他は、もともとは大公のものであったが、イヴァン・ヴァシーリエヴィチの曾祖父ドミトリー・イヴァノヴィチの時に、修道院が交換に応じて取得したものである、と主張した。訴えの当事者である百人長以下の国有地農民が、「大公の地」であることを主張している点は、史料1とかわらないが、前者では、二名の一般の農民が、大公の裁判官に訴え出ているのに対し、本史料では、百人長が直接大公への訴えを行なっている。アレクセーエフの研究によれば、百人長は、郷の土地を登録した文書を持ち、郷の外の第三者との訴訟は、郷農民から彼を通じて行なわれた⁴⁸⁾。この史料では、百人長に加えて、二人の十人長が訴えの当事者となっているが、これは、偶然ではないようである。十人長の一人ミハルコは、野生密蜂の採集・飼育に携わるボルトニク(бортник)と記されている。大公の下した判決によると、訴訟の対象地のうち、「ボルトニチー・デレヴニャ」(ボルトニクの部落)のみが、修道院の所有からはずされている。ミハルコは、この部落の代表として告訴人の中に加えられたのではあるまいか。

百人長の活動を、別の角度から示すものに、次の史料がある。

45) Л. В. Черепнин, Русь. Спорные вопросы истории Феодалной земельной собственности в IX-XV вв., стр. 216-217.

46) チャグロについては、本稿 IV の 3) を参照されたい。

47) АСЭИ, т. II, № 381.

48) Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре Феодалной Руси XV в., стр. 79-80.

史料3 1497-98年、ゴロホフスキー郷の郷長コンスタンチン・シマンスキーによる農民宛の免税特許状⁴⁹⁾。

《余、コンスタンチン・シマンスキーは、百人長フロルコと相談の上、かつ郷の人びとと相談の上、カヴリルコとその仲間達に……モルチコ河の林(дубровье)及びボロニエなる草刈地(луг)を与える。また、この者達に、林のそばの小屋(деревнища)並びに、古くからその林に属するすべてのものを与える。しかして、この者達に、10年間の免税を認める。(その間彼らは……吉田)ヤム税(ям)も、地租(розмет)も、その他のいかなる支払い(пошлины)も、郷の農民と共に支払わない。》

ここに登場した郷長(волостель)は、大公が派遣する国有地の役人である。百人長は、一面では彼に服属し、農民に土地を与える際、村の実状に通じた代表者として、郷長の業務の執行を補佐したことが窺われる。なお、北東ロシア諸郡の国有地の分析にあたって、アレクセーエフは、長老(上記のとおり、原文では百人長となっている)が荒蕪地に農民を入植させるという重要な権限をもつことを示す例として、この文書をあげているが⁵⁰⁾上の文脈でみる限り、土地を与えている主体は、郷長シマンスキーである、と考えるほうが自然であろう。しかし、次に示す史料の中には、明らかに百人長による農民への土地分配を表す箇所がみられる。

史料4 1501-02年の裁判記録⁵¹⁾。

○トロイツェ・セルギーエフ修道院より告訴されたネレホト郷の国有地農民クリムの証言。

《そのクラディンチェ(кладнице)⁵²⁾は、古くから、大公の地にして、黒い担税地であります。かつての百人長パンフィルが、空地であったので、そのクラディンチェにドヴォール(двор)を建てたのを、私に許可したのです。》

この史料の特徴は、クリムが指名した、いわば被告側の証人で、「善き人々」(добрые люди)の一人オントクが、次のように証言していることである。

○オントクの証言。

《その……トロイツキー(修道院…吉田)のクラディンチェは、もう使われなくなった製塩所(пустая варница)である。そこにクリムが、空地だったので、ドヴォールを建てた。かつての百人長オンフィム⁵³⁾は、そことは別の場所にドヴォールを建てたように指示した。……その場所を指示したのではない。》

トロイツェ・セルギーエフ修道院の原告たる修道僧ガヴリロが提出した譲渡状(данная)と、このオントクの証言によって、この訴訟は、直接大公の判断を仰がずに決着をみた。百人長パンフィルは、ネレホト郷の境界を知り尽くしたうえで、クリムに入植の許可を与えたのである。

49) АСЭИ, т. II, № 489.

50) Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре Феодалной Руси XV в., стр. 81.

51) АСЭИ, т. I, № 640.

52) 文脈から考えて、製塩用の薪を貯蔵するための区画と推測される。

53) パンフィルとオンフィムは、文脈からみて、同一人物でなければならないのであるが、どちらも「かつての百人長」と記載あるのみで、その間の事情を知ることはできない。

(二)

郷農民の代表たる役職には、以上の十人長、五十人長、百人長に加えて、長老 (*староста*) がある。同じく郷の代表として、百人長と長老が、相互にどのような関係にあったのかは、はっきりしない点が多い。アレクセーエフによれば、長老と百人長のどちらが最高責任者であるのかは、郷あるいはスタンによって様々であった⁵⁴⁾。従って、史料に登場する長老の役割も、いままで述べてきた百人長のそれと重複する点が多い。そのうちで、次の二例を紹介しておく。いささか単純な色分けが許されれば、前者は、農民の代表としての長老、後者は、行政機関の一部としての側面を示すもの、といえる。

史料 5 1435-47年のミハイル・アンドレエヴィチ公のヴォロチック郷の長老と農民達へ宛てたグラモタ⁵⁵⁾。

《公ミハイル・アンドレエヴィチよりヴォロチック (原文のまま…吉田) の長老と全農民へ。汝等に与えた草刈地ルキンスキーを、余はいま、キリロ・ペローゼル修道院管長トリフォンに与える。……汝等は皆、それらの草刈地に立ち入らざるべきこと。それらは、管長トリフォンが管理する。》

史料 6 1455年のミハイル・アンドレエヴィチ公のグラモタ⁵⁶⁾。

《公ミハイル・アンドレエヴィチよりペローゼロ (原文のまま) の代官 (*наместник*) 及び市長老 (*староста городской*) 及び郷長及び全長老及びリュブニク⁵⁷⁾へ。余のペローゼロの全世襲領地を、わが父にして修道院長たるカシヤンとその仲間達及び彼に続いて管長を勤める者達に与える。……そして、汝等は、それらの恵与状⁵⁸⁾に従うべし。……しかるに、従わぬ者は、余の刑罰を受けるものなり。》

農民と共に、その先頭で指揮をとる長老の活動は、国有地農民による修道院所領の「侵犯」という極めてアクティヴな行為の中にみられる。1488-89年の大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチの交付したグラモタ (*уставная грамота*)⁵⁹⁾ には、次のように記されている。

史料 7 1488-89年の大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチのグラモタ⁶⁰⁾。

《キリロフ修道院管長ヴェネディクト及びその仲間による訴えは、次のとおり；彼らの修道院の土地に、長老と農民たちが立ち入り…… シェクスナ河岸の草刈地を奪い、そこで強引に草を刈っている。》

大公は、この訴えに対し、キリロ・ペローゼル修道院の所領内に、国有地農民が立ち入らざるべき旨命じた。

国有地とそれに隣接する私領地との境界設定に関する種々のグラモタの中に出てくる長老は、境界線を知る証人として「オトヴォトチク」⁶¹⁾の職務の遂行を助け、裁判におけ

54) Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре Феодалной Руси XV в., стр. 80.

55) АСЭИ, т. II. № 91.

56) Там же, № 162.

57) 単数形で *рыбник* と書かれている。おそらくは、漁民の代表であろう。

58) かつて、ミハイル公とその父が発行した二通の恵与状をさしている。

59) 《*уставная грамота*》の名称と内容については、石戸谷重郎「1397年のドヴィナ行政法をめぐる諸問題」(『奈良教育大学紀要』人文・社会科学 第15巻, 1967年)のまえがき(31-34頁)に詳しい。

60) АСЭИ, т. II, № 275.

61) *отводчик*. 土地測量官, または, 訴訟の際の土地境界線に関する証人。

る立会人として登場している。さらに15世紀前半に属するいくつかの史料によれば、長老が、土地売買に関する証人となったこともわかる⁶²⁾。

最後に、農民への土地分配の権限を、百人長同様長老ももっていたことを示すいくつかの史料を紹介しておく。

史料8 1485-90年の判決書⁶³⁾。

この訴訟が争われたのは、コストローム郡ソーリ・ガリツキーの荒蕪地カシノで、訴訟は、トロイツェ・セルギーエフ修道院のザカーシチク⁶⁴⁾であったオフォナスの訴えによって起こされた。彼が、修道院の所有権を主張するカシノの地に、ラヴロクとトロペツという二人の国有地農民が入植し、耕作を行ったのである。

○大公の裁判官クズマ・クリメンチェフの質問。

《何故おまえ達は、その土地を大公の地と称するのか。》

○ラヴロクとトロペツの弁明。

《われわれに…… その荒蕪地カシノを、ザレーシエ（郷…吉田）の長老オンドレイコと農民達が与えた。》

○長老オンドレイコの証言。

《その荒蕪地カシノは、大公の地にして、黒い土地であります。わたしは、農民達と共に、それをラヴロクとトロペツに与えました。……》

史料9 1492年の判決書⁶⁵⁾。

○キリロ・ベローゼル修道院との訴訟における農民の申し立て。

《…… わたしに、郷と長老と農民達が、この森をくれた。そして、わたしは…… 小屋を建てた。その森は、大公の地にして、ヴォロツク（郷…吉田）のものである。》

以上が郷機関としての十人長・五十人長・百人長・長老の存在とその役割を確認するための史料の基本的タイプである。これらの役職が、どのようにして農民達の中から選出されたかを北東ロシアの史料から摘出することは、残念ながら困難である。しかし、農民自身の手によるさまざまな文書が残されている北ロシア⁶⁶⁾の研究から、それをある程度知ることができる。コパネフは、16世紀のクロストロヴォ郷の集会決議（プリゴヴォール）を分析して、別表のような結果を得た。この表では、百人長選出のための集会が二度開かれている。しかし、その間約140年の歳月が経過しているわけであるから、これ以外にも何度か百人長選出が行なわれていたのであろう。その点について、彼は、特に説明を加えていない。コパネフが確認しているのは、役職の選出は、集会の決議（原則的に全員一致）によって行なわれ、その決議文には、参加した農民全員の名前が記載され確認された、ということである⁶⁸⁾。

62) АСЭИ, т. II, № 31, 71-73, 83, 86.

63) АСЭИ, т. I, № 523.

64) *закащик*. 世襲領地における領地管理人。

65) АСЭИ, т. II, № 285.

66) 北ロシアの農民文書としては、土地の売買状、交換状 (*меновная*)、財産分配の証書 (*деловая*) などが残っている。

67) А. И. Копанев, *Крестьянство Русского Севера в XVI в.*, стр. 220.

68) Там же, стр. 220-221.

《16世紀クロストロヴォ郷農民の郷集会(волостные сходы)》⁶⁷⁾

集会の時期	集会の目的	参加者				
		百人長	50人長	10人長	郷住民	総計
15世紀中ごろ	百人長及びその機関の選出	1	2	8	67	78
1575年3月16日	税割当	1	1	-	33	35
1578年11月12日	〃	1	1	4	86	*102
1580年11月1日	〃	1	1	5	79	86
1581年6月29日	〃	1	1	-	30	32
1582年1月7日	〃	-	-	-	75	75
1585年11月21日	〃	-	1	-	33	34
1589年2月11日	地方役人(земский судья)の選出	1	1	5	34	41
1589年9月17日	税割当	1	-	5	28	34
1591年10月3日	百人長及びその機関の選出	-	-	-	22	22
1592年10月7日	税割当	1	-	-	37	38
1594年12月22日	〃	-	-	-	34	34

(*総計92となる。)

IV. 農村共同体の諸権能と性格

郷共同体の機関が、いかなる権能と性格をもつかについて、ソヴェト史学の諸見解は、第一章で紹介したが、共有地の管理、徴税、裁判などに関する一定の役割を軸とした広範囲の自治組織というあたりが共通線といえよう。私も大きくは同じ意見であるが、なお検討を要するいくつかの点があると思うので、そこを中心に、以下共同体の諸権能を述べることにする。

(一)

最初にとりあげるのは、大公の土地裁判で郷共同体の果たした役割の問題である。すでに紹介した裁判史料からも、共同体の果たしたさまざまな役割が、漠然としてではあるが、浮かび上がってくる。ソヴェト学界の自由農民説では、封建社会における階級闘争論の見地から、修道院などの特権的大土地所有者と国有地農民の土地をめぐる訴訟の際の共同体の積極的役割が、高く評価されている。自由農民説が主流を占めるレニングラード学派について、A. H. サハロフが、農奴大衆の受動的側面(封建領主の搾取対象としての農民)だけでなく、その能動的側面、即ち、自立的歴史勢力としての側面をも明らかにした⁶⁹⁾、と肯定的にうけとめているのも、この点に関連している。確かに、一連の裁判史料から受ける印象は、それを裏付けている。国有地農民は、土地所有権を主張するのに極めて活発であり、ときには、100年以上にわたって同一の土地に関する訴訟が繰り返された。敗訴しても、簡単には引き下がらず、実力で占拠することすらあったのである⁷⁰⁾。そのよ

69) A. H. Сахаров, О диалектике исторического развития Русского крестьянства, 《Вопросы истории》, 1970, № 1, стр. 28.

70) 国有地農民の修道院との土地をめぐる闘争については、八重樫喬任氏の前掲論文、並びに同「14, 15世紀ロシア修道院領拡大について」(『天理大学学報』, No. 62, 1970年); 土肥恒之「16・17世紀ロシアの修道院と農民闘争」(『人文研究』(小樽商科大), No. 59, 1979年)などの研究が、すでに発表されているので、あわせて参照されたい。

うな持続性のある闘争を遂行し得たのは、まさしく郷機関を中心とした農民組織の力によるものであった。ただし、こうした観点は、自由農民説の場合、多少強調され過ぎる傾向がある。そこで考えなければならない問題の一つは、農民訴訟が常に郷機関を通じて訴え出られているのではないことである。農民個々、あるいは農民グループによって告訴される場合もあったのである。1462-70年のソーリ・ガリツキー郡の荒蕪地に関する判決書⁷¹⁾では、グリトカという国有地農民が、シモノフ修道院の修道僧と争っている。その際、グリトカは、3名の農民を証人に指名しているが、郷の代表にあたる人物への言及はない。1505年の判決書⁷²⁾(ヴォリスキー郷の農民オキシユ・オリュノフと2名の仲間たちによる訴え)にも、やはり郷の代表については記載されておらず、オキシユが裁判官の要請に応じて指名した証人は、ゲルマンという名の修道院長であった。アレクセーエフは、このような事実を認めながら、「国有地農民は、自分の土地を修道院の侵奪から護ることで、郷共同体全体の領域を封建領主(上記の例では修道院…吉田)から護った」⁷³⁾と述べ、対修道院土地訴訟の際の共同体の一体性を強調しているが、この説明は、多少強引である。問題は、郷農民が訴訟にふみ出すその動機の捉え方にかかわるが、私は、農民の土地をめぐる訴訟を、アレクセーエフのように、すべて郷共同体の領域の擁護という一点に結びつける必要はないように思う。そうした解釈をとれば、国有地農民と、それに隣接する私領主との関係が、対立・敵対関係として一面化されてしまうおそれがある。たとえば、史料4に登場する国有地農民側の証人オシトクは、自分を証人として指名した国有地農民クリムに不利であるにもかかわらず、証言の中で、クリムの陳述のまちがいを指摘する、という冷静な態度をとった。国有地郷の全体像を考える上で、このような事実も切り捨ててはならないと思う。また、裁判史料を読んで気付くもう一つの点は、隣接する修道院などの国有地占拠が起こってから、10年あるいは20年、場合によってはそれ以上の長い歳月が経過したのちに、はじめて郷農民による告訴が行なわれる、という事例が多いことである。この空白期間は、何を意味するのだろうか。推論の域を出ないが、その時点になってはじめて農民側が告訴にふみ切るのは、修道院などによってすでに占拠されていた土地に対して、何らかの経営上の必要が再び、あるいは新たに生じたためではないだろうか。この点に関連して、H. H. ポクロフスキーは、興味深い史料を紹介している。15世紀の初頭から記録に残るかぎりでは、1498年の裁判までの約100年間続いた、府主教と国有地農民との土地闘争の一件である(国有地農民による実力占拠と、府主教側の「合法的奪還」とが数度繰り返された)。ポクロフスキーは、国有地農民側が、その100年間ほどのあいだに行なわれた数度の裁判のたびごとに、次のように証言した、と説明している。「府主教がその土地を所有していたのは、(その土地に…吉田)隣接する諸部落が無人であったかぎりのことで、それらの部落に人が住むようになるとすぐに、(その部落にやってきた…吉田)新しい国有地農民が、その土地をとり返したのである。」⁷⁴⁾ もう一つつけ加えるならば、

71) АСЭИ, т. II, № 368.

72) АСЭИ, т. I, № 658.

73) Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре Феодалной Руси XV в., стр. 100.

74) Н. Н. Покровский, Актовые источники по истории черносошного землевладения в России XIV-начала XVI в., Новосибирск, 1973, стр. 50.

1463年のある判決書での大公の裁判官と国有地農民の次のような問答も、同様の例といえよう。

裁判官：「なぜおまえは、いままで黙っていたのか……。」

農民：「我々には、土地は足りなくはなかったのです。」⁷⁵⁾

(二)

郷共同体の性格付けにおいて、もう一つ重要な焦点となるのは、共有地の問題である。郷機関の直接の管理下にあるのは、郷の領域内にあって、各農戸に分割されていない土地、すなわち森林、草刈地、放牧地、湖沼、河川など、さらに、分割された耕地、宅地などでも、相続人がなかったり、放棄されてしまったものなどである。すでに紹介した史料8、9には、郷機関による農民への土地分与が描かれ、史料2では、百人長より大公への訴えの中に、部落、荒蕪地と並んで、湖が郷のものとしてあげられていた。共有地に対する郷機関の権能は、裁判における領有権の主張や、農民への分与の事例に表現されているが、いま一つ史料を付け加えると、必要な場合に、共有地は、農民へ貸与されることもあったことがわかる。

史料 10 1490-98年の判決書⁷⁶⁾。

○国有地農民セメンコの証言。

《その土地は、古くから大公の地にして、黒い土地であり、かつての百人長オフォナー・シドロフ（以下歴代の百人長名を列挙…吉田）がその土地を貸し出していた。》コパネフは、こうした郷共同体の共有地管理が、おそらくは、郷機関による共有地の集団的利用の組織化を伴うものであった、と推定している⁷⁷⁾。ただ、彼が、そうした推定を支えるために紹介している史料は、漁撈に従事する郷に関するもので、いままでふれてきた北東ロシアの史料でも、農業上の土地集団利用を示す証拠は、私の読みとった限りでは見い出せない。

次に、共有地に関するもう一つの問題は、農民への土地分与の権限が、百人長や長老など郷機関の独占ではなかったという点である。史料3では、《百人長と相談の上、かつ郷の人びとと相談の上》ではあるが、郷長コンスタンチン・シマンスキーが、農民に草刈地を与えたことが記されている。次の史料には、歴代のスタン長が、修道院の農民に対して、国有地内の荒蕪地を貸し出したことを農民が証言している箇所がある。

史料 11 1488-90年の裁判記録⁷⁸⁾。トロイツェ・セルギーエフ修道院とネレホト郷農民イヴァシコ・フェドトフとの訴訟。

○イヴァシコの証言。

《その土地は……大公の地にして、黒い土地であります。そのヴォロスチョヴォとプロコヴォは、荒蕪地でありましたが、いまは……トロイツキーの修道僧がそこに部落を建てています。……私は、50年前から、その土地が大公の地にして、黒い土地であり、ネレホト(郷…吉田)に属していたことを憶えています。私は(以前には…吉田)

75) АСЭИ, т. II, № 375.

76) Там же, № 404.

77) А. И. Копанев, Крестьянство Русского Севера в XVI в., стр. 224.

78) АСЭИ, т. I, № 538.

トロイツキー修道院に属していましたが、(その当時…吉田) その荒蕪地をネレホト郷のスタン長ベレザから、その後には、他のスタン長から…… 借り受けていました。》

本人の証言からわかるとうり、国有地農民イヴァシコは、かつて修道院の農民であった⁷⁹⁾。通例では、係争中の土地が国有地に帰属していることを立証するために登場する証人は、その土地が国有地であったことを何年前までさかのぼって記憶しているとか、郷の長老、百人長などによって与えられたものであるとか、かつてその土地に住んでいたのが国有地農民であった、などの証言をする。この一件で、イヴァシコは、その種の証言と合わせて、国有地の役人たるスタン長から借り受けていたことで、国有地への帰属を証明しようとしたのであり、スタン長が、国有地農民以外に土地を貸し出していた事実が確認されると同時に、農民自身が、スタン長の権限下にあることが、固有地であることの立証になる、という認識をもっていたことをも示している。

郷長の下役たるチウン(тиун)も、同様の権限をもつことがあった。

史料 12 1495-99年の裁判記録⁸⁰⁾。

○郷側の証人カヴリルコ・レガーヴィンの証言。

《私は…… いまから30年前、その荒蕪地パラモンツォヴォを、ザレーシエ郷のチウンであったグリゴリエフから借り受けて、草を刈った。》

森林、荒蕪地、草刈地などを農民に与える際のやり方は、いままでみてきたように、様ではなかった。農民の証言から、確かに長老や百人長が、森林などを新しく来た農民に分与し得たことがわかる。しかし、大公の行政機関に属する郷長(時にスタン長)、その下役のチウンも、やはりそれに類似した権限をもっていたようにもみえる。これらの相互関係は、どのように理解すべきものであろうか。これは、国有地論争でも、重要な論点の一つとなっている。チェレープニンは、郷機関と郷農民の権限は、基本的に郷長などの行政機関の監督下にあったことを強調した⁸¹⁾。そして、長老は、土地分与行為を郷長の指揮下で行うか、または、その事後承諾をとった、と推論した。アレクセーエフは、反対に、「土地分与の権限は、郷共同体の本質的な特権の一つ」であった⁸²⁾、とした。彼は、行政権力による荒蕪地や草刈地の貸出の例があることは認めても、そうした行為は一時的なものであった、とする。行政機関は、土地が空地である限り、その貸出によって、そこから収入をあげることができたが、そこ新しい農民を呼び寄せることはできなかった、というように、郷機関との権限内容の違いを指摘する。北ロシアの研究でも、この点は、十分に解明されていない。その中で、ダニーロワの次のような説明は興味を引く。共同体は、農民の共同体からの離脱に非常に厳しい制限を設けた。これは、離脱した農民の税を、他の農民達が負担しなければならないという事情によるもので、共同体内部に農民を引き留めておくことに関して、国有地からの租税徴収を確保しようとする国家も、共同体も共に強

79) この史料は、国有地農民が比較的自由に、私領地とのあいだを渡り歩いていたことを示す数少ない証拠の一つとされている。

80) АСЭИ, т. I, № 588.

81) Л. В. Черепнин, Русь. Спорные вопросы ..., стр. 219-220.

82) Ю. Г. Алексеев, Черная волость Костромского уезда XV в., «Крестьянство и классовая борьба в Феодалной России», Л., 1967, стр. 76.

い関心を示した⁸³⁾。このダニーロワの説明は、農村共同体と大公行政機関の相互関係を大局的に捉えている点で説得力がある。多くの国有地農民の証言の中で、土地は、長老あるいは百人長から与えられたことしかふれられていない。しかし、この場合でも、土地分与行為に郷長や、その下役が関与していなかった、といい切ることはできない。農民にとって、直接土地を受けとった相手は長老であり、その背後にどのような経過（例えば、郷長の許可を得るとか、事後報告する、など）があっても、証言にはあらわれにくい。また、郷機関の土地分与に対する行政機関の指導・監督という問題は、個々の事例について、実際に指導・監督があったか否か、ということと同時に、行政機関が、郷機関の自治的活動にどのような大枠を課していたか、という問題でもある。こうした観点から、次に徴税をめぐる共同体の役割と大公行政の問題を考察する。

(三)

大公行政の一環としての農村共同体の姿は、徴税機能の中に最も明瞭に表現されている。国有地農民が負っていた諸税の内容は、新来の農民に対する免税の規定を含んだ恵与状から知ることができる。次にそのいくつかをあげる。

史料 13 1461-66年の恵与状⁸⁴⁾。

《……その土地に住もうとするものは、12年間大公のダーニも、郷長への扶持も必要なく、城塞造築も行なわず、ヤム税も、地租も、いかなるものも、郷に支払わない...》

史料 14 1450年の恵与状⁸⁵⁾。

《……その村と部落に住もうとする者は、ヤム税も、ポドヴォダ税⁸⁶⁾も、関税(тамга)も、восмичье⁸⁷⁾も、通行税(мыт)も、кости⁸⁸⁾も必要なし。余の牧草も刈らず、余の馬の飼養も…… портное⁸⁹⁾も必要なし。また、百人長も、ドヴォールスキー⁹⁰⁾も、いかなる支払いの割当をも(彼らに…吉田)行なわない...》

ここに列挙されている税の名称は、恵与状の種類と地域によって異なった。別表は、国有地農民の租税のうち、ソヴェト学界でも、その内容が比較的明らかになっているものを

全農民カテゴリーに共通のもの	ダーニ(дань) : 直接税(貢租) ヤム税(ям) : 駅舎の維持及び馬の提供(または、その金納化されたもの) 地租(посоха вытны розмет) : 地積単位を基準として税 築城賦役(городвое дело) : 都市の城塞築造のための労役
国有地農民の特別税	大公の牧草刈り及び馬の飼養 郷長及びその下役への扶持

83) Л. В. Данилова, Очерки по истории землевладения ..., стр. 230-231.

84) АСЭИ, т. I, № 293.

85) Там же, № 236.

86) 一部は、ヤム税と重複するが、その内容は、公の軍事遠征に際して、糧秣、宿舎、馬車、御者などの提供義務であった。実際には、街道筋の住民が負担したといわれる。

87) 関税の一種といわれるが、詳細は不明。

88) восмичье と同じく、関税の一種といわれている。

89) 一定量の手織布の提供義務。См. АСЭИ, т. I, стр. 754.

90) 国有地内の奉公人(слуга)を統轄する官職。

まとめたものである⁹¹⁾。チャグロと総称されるこれら諸税は、一括して郷に課せられ、郷機関は、各農民部落ごと、あるいは世帯ごとに分配した。史料1の記述（《そしてダーニを納め、すべての税をわれわれと共に支払った》）からも、租税の支払いの共同性が、農民の郷への帰属を示す重要な要素であったことがわかる。郷内部での税分配のプロセスは、北東ロシアの文書には、ほとんど現われない。しかし、《розмет》または《разруб》と呼ばれる税割当の断片的記述は、わずかであるが残っている。

史料15 1463-76年の裁判記録⁹²⁾。

○農民の証言。

《(われわれは…吉田)……20年間税割当に参加しましたが、われらの長老イヴァシコは、そのラプチェヴォとダヴィドコの小村を貸りたことはない……》

史料16 アルグノヴォ郷の長老と全農民に宛てた1430-1440年代に属する大公ヴァシーリー・ヴァシーリエヴィチのグラモタ⁹³⁾。

《修道院管長ヴァルサノフエイの……汝等に対する訴えは、(汝等が…吉田)余大公のグラモタに背いて、修道院の人びとに税割当を行なっていることに関してである。余大公は、かの者(管長…吉田)に恵与したので、汝等は、修道院の人びとに税割当を行なってはならない。》

最初の例(史料15)は、かつての長老イヴァシコに二つの村を貸した、と主張する修道院側への反論にあたる部分である。証言に立った二人の農民は、過去20年間の税割当に出席したときの記憶から、貸借の事実がなかった、と証言している。この税割当では、おそらく出席した各農民の土地の持分が計算され、その面積か、家畜数か、世帯人数によって税が分配されたのであろう。前掲のコパネフがまとめた表からも、この税割当が、農民集会の際、重大関心事であったことが推察される。史料16は、大公のグラモタに違反して、修道院の農民に対してまで税割当が行なわれたことに対する管長ヴァルサノフエイの苦情と、大公による郷農民への禁止命令である。《大公のグラモタに背いて》といわれているのは、この修道院に対しては、すでに大公が恵与状を交付していたためであろう。

コパネフは、北ロシアのドヴィナ地方の研究によって、税割当のさらに具体的なプロセスを明らかにしている。それによれば、郷において税割当の中心となったのは、農民間で互選された委員会であった。委員会の任務は、まず各農民世帯の経営条件を明らかにすることであり、各世帯の土地面積、家畜数、人数は、それぞれ《веревная книга》、《оценная книга》、《поголовный список》にまとめられた。ついで、そうした資料を基礎にして、郷で選出された「税割当人」(разрубный целовальник)が割当を行った。この割当は、一方的なものではなく、これら選出された代表が行う割当に対して、農民が不平をとるや、修正された例もある、とコパネフは報告している⁹⁴⁾。税割当の基準を知る手掛りとして、彼

91) См. Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре ..., стр. 81-82; Г. Е. Кочин, Сельское хозяйство на Руси ..., стр. 376-380.

92) АСЭИ, т. I, № 340.

93) Там же, № 156,

94) А. И. Копанев, Крестьянство Русского Севера в XVI в., стр. 223.

が紹介しているのは、次の文書である。

《……いかなる君主の税 (государевые подати) においても、家畜や副業……などを考慮して……富裕の者達にはより多く、普通の者達には普通に、また貧しき者達には少なく、それらを課すべし。貧しき者達が、その故に破産することなきよう、貧しき者達に過度に割当ててはならない。》

コパネフの解説によると、この文書は、大公が農民に与えた、税割当の際の注意書⁹⁵⁾ (1585-86年)である。興味深い点は、国有地に対する大公の関心の所在の一端が表明されていることである。税割当を各農民世帯に行う場合、その基準のとり方によって、農民各層の利害関係が変わってくる。一般的に言えば、分与地面積を基準にすれば (《кто больше пашет, тот больше платит по розмет》)⁹⁶⁾、概して、分与地面積の大きい富農の負担が大きくなり、世帯人数に応じて行なえば (《по головам》)、相対的に貧農の負担が過重となる。郷内部の農民が、耕地その他の生産手段など資産状況において、均質的でない以上、どの基準 (あるいは、その組合せ) を採用するかは、農民各層間の対立を伴うものであった、といえる。その際、大公権力が最も関心をもったのは、過重の負担によって、国有地農民が破産・零落し、国有地内に荒蕪地が増加することであった。大公は、聖俗諸侯に恵与状を交付するとき、「余の大公国からではなく、他の公国から農民を呼び寄せる」⁹⁷⁾ことを条件として明記した。これもやはり、国有地内の荒蕪地発生防止策とみることができ。私は、こうした大公権力の志向が、郷機関の自治的活動を許す背景となっていたのではないかと考える。行政権力が郷の自治に与えた、いわば大棒である。

徴税と共有地の管理以外にも、郷はいくつかの行政的・社会的役割をになっていた。中世ロシアの共同体を論ずるとき、第一に指摘されてきたのは、郷がその領域の治安維持について連帯責任を負う団体であったことである。アレクセーエフも、これに関連して、大公の裁判管轄下に属していたために、郷は、裁判の罰金と手数料の支払いや、在地における大公裁判機関の扶養などの諸義務を負わなければならなかったことを指摘している⁹⁸⁾。こうした警察・司法関係の諸義務と、それが郷共同体の存立にとってもっていた意義などについては、私自身の研究が不十分であるので、別の機会に考察することにした。

V. おわりに

郷共同体の諸権能の表現とみられる史料について、一応私なりの見方を述べてきた。最後に、I~IVで述べた内容を、いくつかの論点にまとめて、本稿の結びとしたい。

(1) はじめに、共同体の中核をなす郷機関の構成と権限についてである。郷機関は、農民間で選出された長老、百人長、五十人長、十人長などで構成されていた。彼らは、土地裁判における証人、立会人であり、おそらくは、農民側の諸種の裁判手続き (証人の選

95) Там же, стр. 222-223.

96) Ю. Г. Алексеев, Аграрная и социальная история..., стр. 170.

97) АСЭИ, т. I, № 30. このような文言は、大公の交付した他の多くの恵与状にも見られる。石戸谷重郎氏の論文「15世紀ロシアにおける農民移転をめぐる諸問題」(『史学雑誌』, 第82編12号, 1973年)には、農民の移転の自由を扱った文脈の中で、約180通の恵与状の紹介と、その分類が行なわれている。

98) Ю. Г. Алексеев, Крестьянская волость в центре..., стр. 82-84.

定、訴訟のための情報の収集など)を指導的に遂行したものと考えられる。(2)長老、百人長に属する重要な権限として、共有地管理の問題があった。その内容について、本稿でとりあげたのは、郷域の擁護と農民への土地分与に関する件であったが、大公の裁判を通じて、共同体が、郷の領域を積極的に擁護しようとしたのは明らかである。しかし、その場合でも、共同体は、郷の境界線を日常不断に監視していたのではなかった。境界線そのものが、農民への分与や経営の移転などの際に、周辺の私領地との関係で、あらためて意識されるような性格のものであり、こうした点を考慮すれば、アレクセーエフのように「国有地農民は、自分の土地を修道院から護ることで、郷共同体全体の領域を封建領主から護った」と考えるよりは、郷に所属する個々の農民の経営を護るために、共同体は、周辺の私領主の侵奪から郷域を護らなければならなかった、と考えるほうが妥当であろう。(3)また、新来農民に対する郷の土地分与行為は、郷機関の権限の中で、かなり核心的なものであったが、この権限は、完全に共同体が独占していたのではなく、大公の行政機関たる郷長やその下役チウンの一定の関与が予想される。そして、この両者の関係を考える際、重要なのは、大公が国有地内の農民経営数を維持しようという志向をもっていた点である。このことが、共同体の活動に大枠を課すかわりに、その自治を存続させたのではないか。このような両者の関係の本質的側面は、確かに、大公行政が次第に郷内部へと浸透してゆく過程であると思う。(4)しかし、農民にとって共同体は、別の一面をもっていた。それは、ダニーロワのいう「資本主義に先行する社会」において「当然の姿」とみなすべき制度としての共同体である。国有地農民の経営における集団性は、本稿ではふれることはできなかった。問題の性質上、史料に現われにくいからでもある。整備された三圃制度下の農業経営では、不可避的に出現するであろう種々の耕作強制も、本稿IIの冒頭で示したような小規模村落にあっては、未熟なものであった、と考えられ、その意味では、耕作とそれに付随する労働においても、世帯あるいは部落ごとの個別性が強かった、と推察される。このような傾向は、郷の領域が相当広大なものであったという「ロシア的」な事情によっても裏付けられるであろう。それでも私は、住民の集団組織（正確には、集団性と個別性の結合）を当然のものとするダニーロワの提言を、中世ロシアに関しても、支持したいと思う。国有地郷に関していえば、教会を中心とした結合や相互扶助などの社会的側面と並んで、農民にとって最も基本的な生産手段たる土地の所有自体も、一定の農民集団に帰属し、そこでの記憶と記録に頼らなければ、一般的には、確保されなかったという事情からも、農民は集団的であらねばならなかったのである。(5)また、徴税を中心とした行政的諸任務が、こうした農民的組織としての共同体に賦与されたことは、すでに述べたが、このことのもつ意味は、チエレープニンのような単なる行政単位化の側面にとどまらず、いわば農民的組織の制度化という側面をもっていたのではないか、という点を指摘したい。

最後に一つ付け加えておきたいのは、共同体の発展史の問題である。本稿を書くにあたって、私の最も根本的な問題意識は、中世ロシアの共同体と近世のいわゆるミール共同体との連続・非連続の問題にあった⁹⁹⁾。これは、本稿Iに述べたことに関連するが、私領地

99) この点は、石戸谷重郎氏の論文「中世ロシアの共同体についての覚書」の中で、アレクセーエフの学説へのコメントというかたちで、言及されている。

化したかつての国有地に共同体が残存したのかどうか、という命題に書きかえることができる。私の現在の見透しでは、私領地と国有地の在地の構造は、それほど違わなかったのではないか、という程度のことしかいえないが、ソヴェト史学の国有地論争での共同体の捉え方からは、「私領地における共同体」というテーマは、少なくとも中世に関しては、出てこないように感じた。その点で、本文中で何度かふれてきたダニーロワの提言は、今後の研究の緒となる可能性をはらんでいるように思う。

Rural Communes in Late Medieval Russia

A Study on Peasants' Land Suits

Toshinori YOSHIDA

Until recently peasants played an important role in Russian history. This could, perhaps, apply to the Bolshevik Revolution. Historiography usually concentrates on problems concerned with the development and crisis of serfdom, which is but one of the important aspects of Russian rural life. During the period preceding firm establishment of serfdom in Russia, rural communes provided the social framework that determined villager's life. Despite the above mentioned function, the communes, their structures, stage of their historical development are still far from being sufficiently studied.

The aim of this paper is to show the structure of rural communes that existed in the 15th-16th centuries in the northeastern part of Russia. Based on court rolls (судные списки), and written court decisions (правые грамоты), this paper consists of four parts and conclusion:

1. The blacklands controversy and rural communes in Soviet historiography.
2. Land settlement and peasant landownership.
3. Elements of self-government in rural communes.
4. The character and functions of rural communes.
5. Conclusion.

In Soviet historiography the problem of the 15th-16th century rural communes became prominent in the early 1960's. The problem caused the so-called black lands controversy, in which the basic issue was the title to ownership of black lands.

Among Soviet scholars there emerged two points of view. L. V. Cherepnin and some other historians regarded Grand Princes as owners, while I. I. Smirnov, Iu. G. Alekseev and G. E. Kochin maintained that black lands were owned either by individual peasants or rural communes. Despite the difference, most of the scholars seemed to

accept the common hypothesis that rural communes were “pre-feudal institutions” which were eventually annihilated by the steady growth of feudal institutions, such as “votchina” system. Viewed in this light, rural communes were characterized mainly by collective possession of land which could be traced back to the pre-Kievan period. The other aspects of peasant communes were rarely discussed. However in recent years there appeared a tendency to reconsider the problem. For instance, L. V. Danilova took a different view in her article published in 1978. She pointed out the fact that the dualism of collective and individual principles in the communes had been understood simply as that of collective and individual ownership, and she drew attention to the versatile roles which the communes performed as “one of basic social cells in pre-capitalistic societies”. In my opinion, Danilova’s approach might help us to understand the basis of collectivity in the communes and the influence which the growing feudal institutions exercised upon them.

In the second chapter I briefly examine the character of peasant land settlements in relation to problems of ownership. Rural communes during the period in question occupied vast stretches of land known as “volost”. “Volost” usually contained several villages surrounded by many hamlets. The hamlet was a fundamental unit of settlement and it was usually composed of one to three households. Peasants seldom lived there for longer period of time. They were forced to abandon their land due to disturbances of war, epidemics, failures in cultivation or simply because of gradual deterioration of soil caused by their primitive way of farming. The precarious character of peasant settlements could not fail to have an influence upon the character of peasant landownership.

To put it simply, black peasants’ ownership resulted from de facto occupancy. When the peasants’ title to their land was challenged by landlords or monasteries, they had to prove in court of law their past and present occupancy. Due to the above discussed circumstances, it often was a difficult task. As land registers were no-existent at that time, the only possible way to prove possession of disputed land was to bring to the court fellow villagers as witnesses. Black lands were possessed individually. Peasants could dispose of their plots freely. Such acts as sale, exchange, or inheritance of land required neither administrative authorization, nor communal approval.

Nevertheless, a peasant had to belong to a certain group in order to get his occupation right confirmed. In spite of relatively individualistic character of black land ownership, it could hardly survive without a collective back-up.

The third chapter is devoted to examination of functions performed by such communal officers as elder man (староста), hundredman (сотский). In documents *starosta* and *sotskii* appear as communal representatives in land suits conducted in

Prince's court. They were also obliged to provide newcomers to the commune with land. Broadly speaking, they served as the lowest but nevertheless important link between peasantry and state administration.

The fourth chapter concentrates on two problems: (1) peasant's struggle for land; and (2) relationship between communes and state administration.

Most of Soviet historians tend to see in peasant land suits against neighbouring landlords or monasteries an example of anti-feudal struggle. They explain the cause of suits by the black peasants' desire to protect communal boundaries. This explanation suggests an existence of tension between communes and the adjacent landlords and monasteries. But that is not necessarily the case. Sometimes the suits were brought in with the purpose of claiming the land back. It was said to be within the commune's boundaries formerly, but then was occupied by the landlords or monasteries. If communes were not in urgent need to provide their new members with new land, they tolerated the encroachment upon their territory.

Prince's administration was represented in the black lands by provincial supervisors "volosteli". In their daily activities, they were backed by proxies or "tiuny". Though it is generally accepted that this system to be applied from the 14th century on, we lack details about how the officials enforced and exercised their authority over communes. It is worth to note that their authority overlapped with that of communal officers. They were much like *starosta* and *sotskii* in that they provide peasants with land or lend surplus plots out to outsiders. Overlapping of functions seems to suggest growing subordination of the communes to state officials. The Grand Princes, showing strong interest in black lands, promoted a policy which aimed at putting to plough "pustoshi" (vacant lands). In this sense, rural communes served the same purpose as state administration.

Evolution of rural communes was shaped by two main factors. They can be designated as an inner factor and an outer factor. The first factor was the circulation of land among the black peasants. To some extent, it caused and advanced the differentiation in size of particular plots, which eventually lead to communes' dissolution. The second factor was a tendency to preserve the unity of communes. It was not so much the collective landownership but rather social, religious and agricultural bonds that supported a claim to private title to a plot. This tendency was also supported by state administration. Communes, whose social structure had been originally based on local customs, were eventually brought into the framework of the Russian state.